

館林市外五町地域自立支援協議会運営要領

(趣旨)

第1条 障がい者の地域生活を支援するために、相談支援事業をはじめとする障がい福祉に関するシステムづくり及び地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークにおいて、中核的な役割を果たす定期的な協議、検討を行うために設置する館林市外五町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の運営について必要な事項を定める。

(設置主体)

第2条 協議会は、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、及び邑楽町（以下「一市五町」という。）が共同で設置する。

(協議内容)

第3条 協議会は、次に掲げる協議等を行う。

- (1) 市町の障害福祉計画等の進行管理及び評価に関すること
- (2) 市町の相談支援事業の運営に関すること
- (3) 福祉サービス利用に係る相談支援事業者の中立・公平性の確保のための運営評価等に関すること
- (4) 困難事例及び地域課題の整理と対応に関すること
- (5) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること
- (6) 地域の社会資源の開発、改善に関すること
- (7) 関係機関の職員等の研修に関すること
- (8) 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用に関すること
- (9) 複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案や、関係機関等が対応した事案の共有に関すること
- (10) 障害者差別に関する相談体制の整備、障害者差別の解消に資する取組の共有・分析に関すること
- (11) 構成機関等における斡旋・調整等の様々な取組による紛争解決の後押しに関すること
- (12) 障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発に関すること
- (13) その他、地域の障がい福祉に関し、協議会が必要と認めること

(構成員)

第4条 協議会の構成員は、次に掲げる者、または議案に関係する者で構成する。

- (1) 館林市邑楽郡4町障がい者基幹相談支援センターに所属する者
- (2) 大泉町障害者基幹相談支援センターに所属する者
- (3) 相談支援事業者
- (4) 障がい福祉サービス事業者
- (5) 保健・医療関係者
- (6) 教育・雇用関係機関に所属する者
- (7) 企業関係者
- (8) 障がい当事者または障がい者関係団体に属する者
- (9) 行政担当者
- (10) その他、協議会が適当と認める者

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、館林市邑楽郡4町障がい者基幹相談支援センターが行うこととし、副事務局は、大泉町障害者基幹相談支援センター、館林市、板倉町、明和町、千代田町、邑楽町（以下「一市四町」という。）及び大泉町が行う。

(会長等)

第6条 協議会に会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長は、副事務局となる大泉町障害者基幹相談支援センターの設置主体である大泉町の主管課の長とし、副会長は副事務局となる一市四町の主管課の長の輪番とする。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を招集し、議長となる。
- 4 副会長は会長を補佐するとともに、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(全体会議)

第7条 全体会議は、第8条で規定する定例会議での決定に基づき開催する。

- 2 全体会議の構成員は、第4条の規定による構成員とする。なお、必要に応じて関係機関の職員等に出席を求めるものとする。
- 3 全体会議は、定例会議から提案のあった事項の協議、及び報告を行う。

(定例会議)

第8条 定例会議は、原則隔月に1回開催する。

- 2 定例会議の構成員は、第4条の規定による構成員とする。
- 3 定例会議は、第3条の規定による事項全般に関して協議を行う。

(部会)

第9条 部会は、定例会議での決定に基づき設けることができ、構成員からの求めに応じて随時開催する。

2 部会の構成員は、第4条の規定による構成員、または個別の議案・事例に関する者とする。なお、必要に応じて専門機関の職員等に出席を求めるものとする。

3 部会は、個別の議案・困難事例の対応を検討、及び地域における課題等の協議を行う。

4 部会における協議の経過、及び結果は、定例会議で報告するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は一市五町が協議のうえ定める。

附 則

この要領は、平成25年4月24日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年12月21日)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年4月1日)

この要領は、令和8年4月1日から施行する。